

新たな食料・農業・農村基本計画に関する

請 願 書

## 新たな食料・農業・農村基本計画に関する請願書

### <請願の理由>

食料・農業・農村基本計画については、平成11年に施行された「食料・農業・農村基本法」の理念に基づき、10年後のあるべき姿と、それに向けた政策の方向づけを行うため、平成12年に策定され、概ね5年で見直すこととし、現行基本計画は、平成17年に見直されたところであり、政府は、1月に食料・農業・農村政策審議会を開催し、新たな基本計画の策定に向けた諮問を行っており、この夏までに中間論点整理を行い、22年3月に閣議決定することとしております。

北海道農業は、開拓入植以来これまで、先人のたゆまぬ努力と英知により、国の政策目標に沿った構造改革を着実に推進してきたところであるが、昨今、世界的・構造的な食料需給の逼迫による食料安全保障の懸念と原油・肥料・飼料価格など生産資材の高騰に加え、世界的な経済悪化により、国内需要が停滞し、十分な価格転嫁が図られず、農業経営が悪化し、食料の安定供給への貢献に支障をきたし兼ねない状況にあります。

このような中、新政権下における新たな基本計画の策定に当たっては、現行法体系と戸別所得補償制度の法制化との整合を確保した上で、食料需給の逼迫により、もはや経済力のみでは食料の安定的輸入は確保できず、日本型食生活の健康面での優位性と食料自給力の拡大に対する真の国民的共通認識の醸成を図ることが重要な前提条件であります。

つきましては、道内各地域の生産力の向上を図り、もって、我が国の食料安定供給への更なる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道農業が持つ潜在能力をフルに発揮し、持続可能な北海道農業の確立を図るため、下記の要旨を踏まえた意見書を提出して頂きますよう請願するものであります。

### 記

### <請願の要旨>

- (1) 育成すべき担い手を明確化すること。
- (2) 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保すること。また、食料自給力・自給率を確保すること。
- (3) 農業の持続的発展を支える経営所得安定対策等を具体化すること。
- (4) 畑作農業の全体像・基本理念を明示するとともに政策をフルパッケージ化し安定的に継続すること。
- (5) 輪作体系の維持確立を図り、持続可能な畑作農業を展開するため、生産性向上・品質向上に努力した生産者が報われ、確実に生産・流通が実現できる政策体系を畑作農業対策の確立すること。

- (6) 畑作の輪作体系を構成する土地利用型作物（小麦・大麦などの麦類、生食・加工・でん原馬鈴しょ、てん菜、大豆・雑豆などの豆類、土地利用型野菜、種子用農産物など）すべてを戸別所得補償制度の対象品目とすること。
- (7) 畑作物についても戸別所得補償モデル事業を実施し、制度の検証を行うこと。
- (8) 生産された原料てん菜は、全量戸別所得補償制度の支援対象とするとともに、生産されたてん菜糖は、全量を供給可能数量とすること。
- (9) でん粉工場・製糖工場の経営収支の悪化を招かないよう再生産可能な支援対策を行うこと。また、でん粉工場の排水処理等への支援を図ること。
- (10) 馬鈴しょでん粉について、交付金対象でん粉の用途拡大を図ること。
- (11) 内麦優先の原則に基づく国家貿易とコストプール方式を堅持し、自給率向上に資する国産麦の生産拡大に対応した需給フレームを整備すること。また、播種前契約を前提とした現行の民間流通の仕組みを堅持すること。加えて自給率向上ならびに品質・生産性向上に取り組む生産者の努力に報いるために、高品質・高収量の小麦生産に対する支援対策を措置すること。
- (12) 雑豆については、関税割当制度に基づく国境措置を堅持するとともに、表示義務制度の確立等の輸入加糖餡対策を講じること。
- (13) 自給率向上に向けた畑作大豆に対する生産振興対策を講じるとともに、国産大豆の生産拡大に伴い、輸入大豆からの国産大豆への置換えに係る支援対策を措置すること。
- (14) 野菜経営の安定に向け、資金造成額の国庫負担割合の拡大、補てん水準の引き上げや対象数量の拡大等野菜価格安定制度の充実を図ること。
- (15) 現行の酪農・畜産に係る経営安定対策の検証を行うとともに、「酪農・畜産の経営安定と生産基盤の確立」・「担い手の育成・確保」等につながるよう再生産可能な所得確保が図られる仕組みを確立すること。
- (16) 現行の配合飼料価格安定制度に係る十分な予算を確保するとともに、価格の高止まり等の状況に適切に対応できるよう、補てんの仕組みについて見直しすること。
- (17) 酪農生産基盤の確保につなげるため、チーズ・液状乳製品等向け生乳の供給拡大に向けた有効な支援対策を確立すること。
- (18) 牛乳・乳製品の需給調整対策の在り方について検討すること。
- (19) 草地整備改良並びに草地更新の促進、飼料用とうもろこしの生産拡大、未利用資源の活用促進、国産粗飼料の流通体制の整備等に係る有効な支援対策を確立すること。また、牧草並びに飼料用とうもろこしの品種改良の促進を図ること。

- (20) 規模拡大等に伴う畜産環境対策の円滑な推進に向け、地域の実態を踏まえた中で、関連施設・機械の整備や環境負荷低減への取り組み等に係る支援対策を強化すること。
- (21) 健全経営を実践する農業経営体を育成・支援しつつ、法人化を推進する観点から、高齢農家や経営不振農家が集落営農や農業生産法人に参画する場合には、経験則や技能などの「個人が保有する地域資源」に対する適正な評価を行い、その地位を担保するシステムを確立すること。
- (22) 多様な「担い手」が、円滑に自己経営戦略を策定・実践するため、「生産意欲の喚起策」ならびに「創意工夫と努力に応じた所得実現を可能とするための施策」を構築すること。
- (23) 基礎的な農業経営資源（農地、機械等）調達簡易化を図るための支援策を構築すること。また、技術や経営能力向上に向けた総合的な育成策を強化すること。加えて、経営の多角化支援、労働力調整、他産業並生活水準の確保等の観点から、コントラクター組織、酪農ヘルパー組織等の設立支援策を拡充するとともに、既存組織の運営課題解決を可能とする柔軟な選択制をもった支援策を確立すること。
- (24) 「新規就農者」に対する特別支援策として就農時の営農的資本投下に対する負担軽減対策、生活基盤確立を援助するシステムを確立すること。
- (25) 補助事業の推進は、民間団体であるJAの協力なくして成立しえない状況にあるが、業務量並びに各種負担の増加により、現場対応に支障をきたしている実態にあることから、これが推進の仕組みについて抜本的に見直すこと。
- (26) 一般会社の農地利用など新法施行後の適正な農地利活用に向けて、農業委員会組織の強化や行政監視機能の強化を図ること。
- (27) 耕作放棄地発生防止、優良農地維持のため「農業の多面的機能」と「食料生産のための国民的財産としての機能」を正しく国民に情報発信する取り組みを強化するとともに、国民の理解・合意に基づく政策として、農地保全対策を実行すること。
- (28) 耕作放棄地解消・有効活用を図るため、地域における行政やJA、関係機関等の役割を明確化した上で、一体化・総合化した取組みを促進する施策を構築すること。また、全ての耕作放棄地を一斉に優良農地へと転換するのではなく、対象農地の土壌条件や、地域農業における重要度等を勘案し、段階的・複数年により、土地改良等の基盤整備を行うなどの解消を図る施策を確立すること。
- (29) 優良農地の維持・管理、農地流動化を促進するための施策の充実すること。
- (30) 技術開発・普及への国の関与を充実すること。
- (31) 生産資材等原料価格の長期的安定化対策を構築すること。

- (32) 農業の多面的機能に対して正当な評価を行い支援を確立すること
- (33) 農地・水・環境保全向上対策を継続するとともに、地方財政負担を軽減した制度として改善すること
- (34) 外来生物・鳥獣被害対策を確立すること。
- (35) 未利用資源の有効活用の確立を図ること。

平成22年1月22日

紹介議員

安田 董 

請願者

(住所) 上川郡清水町南2条1丁目8番地

(氏名) 十勝清水町農業協同組合

代表理事組合長 間木野 篤



北海道清水町議会議長 田中 勝男 様